

別紙2 重要事項説明書

たんぼぼ保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、たんぼぼ保育園(以下「当園」という。)が貴殿に説明すべき内容は、次のとおりです。

1. 施設の名称等(運営規程第1条)

名称	たんぼぼ保育園
所在地	沖縄市登川一丁目33番3号

2. 施設の目的、運営方針(運営規程第2条)

目的	当園は、児童福祉法第39条第1項の規定に基づき、保育を必要とする乳児及び幼児を日々受け入れ、保育を行うことを目的とする。
運営方針	当園は、当園を利用する乳児及び幼児(以下「利用乳幼児」という。)の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めるものとする。 当園は、利用乳幼児の属する家庭及び地域との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

3. 提供する保育・教育の内容(運営規程第3条)

<p>当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令を遵守し、保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働省告示141号)に基づき、以下に掲げる保育その他の便宜の提供を行う。</p> <p>(1) 特定教育・保育(第6条に規定する時間において提供する保育をいう。以下同じ。)</p> <p>(2) 延長保育事業 保育標準時間認定子どもについては7時から18時まで、保育短時間認定子どもについては8時から16時または8時30分から16時30分まで若しくは9時から17時まで、それぞれ平常の保育時間を超えて保育が必要な場合に延長保育を行う。</p> <p>(3) 療育支援 市町村の認める障がい児を受け入れ、障がい児施策との連携を行いながら、早期の段階から専門的な支援へと結びつける療育支援を行う。</p> <p>(4) 地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センターたんぼぼ広場) 地域の子育て中の親子の交流促進や育児相談・育児講座等を実施し、子育ての孤立感、負担感の解消を図り、全ての子育て家庭の子育て力を高め、子育てを地域で支える取り組みを行う。</p> <p>(5) その他保育に係る行事等</p>
--

4. 職員体制(運営規程第4条)

職種	員数	職務の内容
施設長	1人	園長は、職員及び業務の管理を一元的に行い、職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行うとともに、利用乳幼児を全体的に把握し、園務を司る。
主任保育士	1人	主任保育士は、園長を補佐し、保育内容について他の保育士を総括する。
保育士	10人	保育士は、保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務を行う。

子育て支援センター	2人	子育て支援センター担当は、地域の子育て家庭への支援を行うとともに、その計画の立案、実施、記録及び連絡等の業務を行う。
調理員	2人	調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。
事務員・用務	2人	事務・用務員は、当園の事務及び用務を行う。
医師	2人	理事長の委託を受けて入園児童の診察、健康管理、保健衛生指導を行う。

5. 保育・教育を提供する日(運営規程第5条)

開所日	月曜日から土曜日まで
休所日	国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 12月29日から翌年の1月3日までの日 6月23日(慰霊の日)

6. 保育・教育を提供する時間(運営規程第6条)

(1) 開所時間

月～土(11時間)	午前7時から午後18時まで
-----------	---------------

(2) 保育標準時間認定に関する保育時間(11時間)

保育時間(11時間)	午前7時から午後18時まで
延長保育時間	午後18時から午後19時まで

(3) 保育短時間認定に関する保育時間(8時間)

保育時間(8時間)	8時～16時	8時30分～16時30分	9時～17時
延長保育時間	朝7時～8時 夕16時～19時	朝7時～8時30分 夕16時30分～19時	朝7時～9時 夕17時～19時

7. 利用料金(運営規程第6条、別表)

項目	金額	内容、負担を求める理由
利用者負担額(保育料)		保護者は、居住する市町村が定める保育料(利用者負担額)を負担し、これを市町村に納める。
標準時間保育 延長保育料	利用時間30分につき150円	保育標準時間認定子ども及び保育短時間認定子どもについて、18時を超えて保育を行う場合
短時間保育 延長保育料	利用時間30分につき50円	保育短時間認定子どもについて、下記の時間に保育を行う場合 ①8時から16時の支給認定保護者の場合、7時から8時までの間かつ16時から18時までの間に保育を行う場合 ②8時30分から16時30分の支給認定保護者の場合、7時から8時30分までの間かつ16時30分から18時までの間に保育を行う場合 ③9時から17時の支給認定保護者の場合、7時から9時までの間かつ17時から18時までの間に保育を行う場合
連絡帳	150円程度	0～2歳の園児、また特に必要な場合に、保護者と保育者との連絡事項に使用。実費相当額。
はさみ	500円程度	製作の際に使用。実費相当額。
日除け用帽子	1,000円程度	お散歩など戸外活動の際に利用。実費相当額。
写真アルバム	500円程度	卒園・修了の思い出アルバム制作代。保育中に撮影した写

		真をデータ CD もしくはデータ DVD として制作。実費相当額。
記念写真	450 円程度	卒園・修了の記念の集合写真。写真館による撮影・プリントアウトされたもの。

8. 利用定員(運営規程第8条)

区分	3号認定			2号認定			合計
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	
人数	8人	27人		35人			70人

9. 利用の開始及び終了に関する事項(運営規程第9・10条)

利用開始	沖縄市との利用調整によって利用を開始する。
利用終了	(1)「子ども・子育て支援法施行規則」第1条の規定に基づく事由に該当せず、市町村が利用を取消したとき。 (2)支給認定保護者から利用取消しの申出があったとき。 (3)その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

10. 緊急時等における対応方法(運営規程第11条)

<p>当園は、保育の提供を行っているときに、利用乳幼児に体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに利用乳幼児の保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。</p> <p>保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに沖縄市、利用乳幼児の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。</p> <p>保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。</p>
--

11. 非常災害対策(運営規程第12条)

<p>当園は、利用乳幼児の安全を確保するための具体的な計画を作成することとする。</p> <p>当園は、前項の計画に基づき、利用乳幼児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、利用乳幼児に避難方法等について理解させるよう努めることとする。</p> <p>当園は、第1項の計画に基づき、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。</p> <p>当園は、前項における訓練の結果を踏まえ、計画等の検証及び必要な見直しを行うこととする。</p>
--

12. 虐待の防止のための措置(運営規程第13条)

<p>当園は、利用乳幼児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。</p>

13. 苦情対応(運営規程第14条)

<p>当園は、提供した保育に関する支給認定保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、第三者委員等苦情受付の窓口を設置するものとする。</p> <p>前項の苦情を受け付けた場合には、苦情内容及び苦情に対する対応、改善策について記録するものとする。</p>
--

附則

この規定は、平成27年4月1日から施行する。

この規定は、平成30年4月1日から施行する。